

「尾瀬国立公園の特別地域内において許可を受けなければ採取し、又は損傷してはならない高山植物その他これに類する植物を指定する件」(環境省告示)(案)の意見の募集について

平成 22 年 11 月 29 日 (月)  
環境省自然環境局国立公園課  
直 通 03-5521-8279  
代 表 03-3581-3351  
課 長 上杉 哲郎 (6440)  
課長補佐 藤井好太郎 (6442)  
係 長 田畑慎之介 (6448)

尾瀬国立公園の特別地域内において、自然公園法第 20 条第 3 項第 11 号の規定により採取し、又は損傷してはならない高山植物その他これに類する植物の指定等を改正するに当たり、広く国民の皆様から御意見をお聴きするため、平成 22 年 11 月 29 日 (月) から平成 22 年 12 月 28 日 (火) まで、意見の募集をいたします。御意見のある方は、募集要項に沿って御提出ください。

1. 概要

尾瀬国立公園では、公園区域及び公園計画の全般的な見直しを行いました。

そのため、自然公園法第 20 条第 3 項第 11 号の規定に基づき特別地域内において採取等が規制される植物の見直しを行い、保護の強化を図るものです。

2. 意見募集の対象

「尾瀬国立公園の特別地域内において許可を受けなければ採取し、又は損傷してはならない高山植物その他これに類する植物を指定する件」(環境省告示)(案)

3. 募集要項

(1) 募集期間

平成 22 年 11 月 29 日 (月) から平成 22 年 12 月 28 日 (火) までの 30 日間 (必着)

(2) 意見提出先

環境省自然環境局国立公園課 あて

ア 郵送の場合：〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

イ FAX の場合：03-3595-1716

ウ 電子メールの場合：shizen-kouen@env.go.jp

(郵送の場合は封筒の表面に、ファックス又は電子メールの場合は件名に、必ず「尾瀬国立公園の特別地域内において許可を受けなければ採取し、又は損傷してはならない高山植物その他のこれに類する植物を指定する件についての意見」と記載願います。)

(3) 注意事項

電話での御意見は、御遠慮願います。

御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承願います。  
御意見に住所、氏名の記載のないものは無効とさせていただきます。  
御提出いただきました御意見については、住所、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性があることをあらかじめ御承知おきください。なお、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。